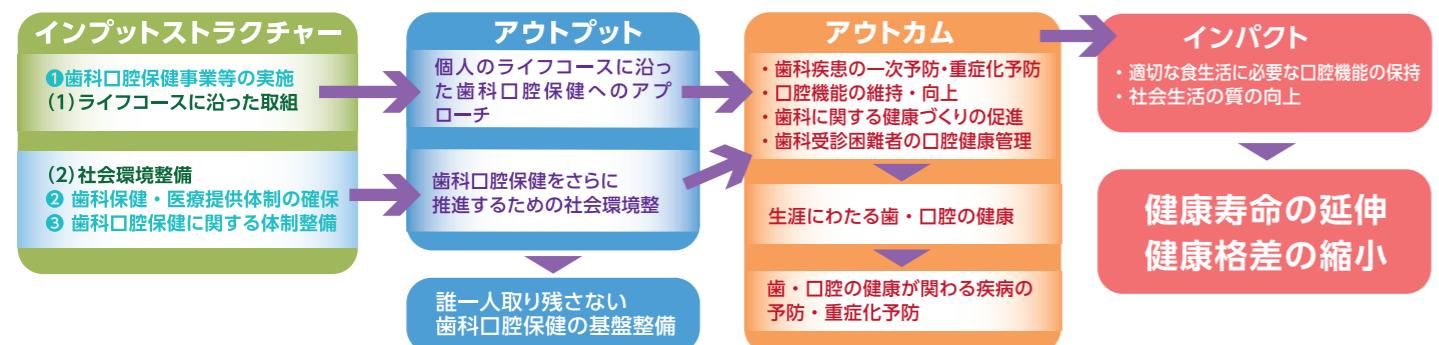


・評価指標一覧

No.	指 標	現状値	目標値 (R14)
1	3歳児で4本以上のう蝕を有する人数	305人 (R4)	0人
2	12歳児でう蝕のない者の割合	65.9% (R3)	95.0%
3	中学生・高校生における歯肉・歯周に異常がある者の割合	2.3% (R3)	2.3%より減少
4	さっぽろ市歯周病検診の受診率	3.1% (R4)	5.0%
5	歯周病を有する人の割合 (40歳・60歳)	40歳 53.4% 60歳 62.3% (R4)	40歳 25.0% 60歳 45.0%
6	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合	64.0% (R4)	85.0%
7	妊婦歯科健診の受診率	5.8% (R4)	8.0%
8	オーラルフレイルの認知度	9.5% (R4)	50.0%
9	喫煙が歯周病を悪化させる原因として知っている者の割合	64.3% (R4)	75.0%
10	糖尿病と歯周病との関連性を知っている者の割合	62.3% (R4)	75.0%
11	かかりつけ歯科医がいる割合 (18歳以上)	67.3% (R4)	80.0%
12	過去1年間に歯科健診を受診した者の割合	39.7% (R4)	80.0%
13	50歳以上における咀嚼良好者の割合	73.3% (R4)	80.0%
14	75歳以上における咀嚼良好者の割合	59.9% (R4)	70.0%
15	障がい者 (児) 入所施設での過去一年間の歯科検診実施率 *対象者全員に対して歯科検診を実施した施設の割合	69.7% (R5)	90.0%
16	介護保険施設での過去一年間の歯科検診実施率	52.1% (R5)	60.0%

2 ロジックモデル ロジックモデルは、最終的に目指す目的の実現に向けた設計図の役割を果たします。本計画ではロジックモデルを活用し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けた評価指標や取組方針等を取りまとめています。



3 推進体制

札幌市歯科口腔保健推進条例に基づいて策定された歯と口の健康づくりに関する計画を推進するためには市民、札幌市、歯科医療関係者、保健医療関係者、事業者がそれぞれの役割を果たすことが必要です。



第2次 札幌市生涯歯科口腔保健推進計画

(前期計画)概要版

計画期間 令和6年度～令和11年度

第1章 計画の基本的事項

1 策定の背景

令和4年度に「札幌市歯科口腔保健推進条例」が制定されたことを受け、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を実現するために、誰一人取り残すことのない歯科保健医療サービスの提供を目指して、第1次計画(平成29～令和5年度)に代わる新たな計画を策定しました。

2 計画策定の目的

- ①市民の年齢や性別、障がいの有無等を問わず、ライフステージに応じた取組みを推進し、市民が生涯にわたる歯と口腔の健康を獲得する。
- ②歯と口腔の健康により全身疾患の予防や健康状態の改善につなげ、健康寿命の延伸や健康格差の縮小に寄与する。

3 基本理念

札幌市歯科口腔保健推進条例に示されている5つの基本理念に基づいた施策を推進します。

基本理念 1

市民の生涯にわたる歯科健診の充実による歯科疾患の予防、早期発見・早期治療

基本理念 2

乳幼児期から高齢期までの世代に応じた健康教育や啓発による健康寿命の延伸

基本理念 3

障がい者(児)や要介護高齢者等、誰一人取り残さない歯科保健医療サービスの確保

基本理念 4

公衆衛生的見地及び科学的根拠に基づく取組による健康格差の縮小

基本理念 5

関係団体・関係機関との連携・協力による総合的な歯科口腔保健の取組の推進

4 計画の位置づけ

「札幌市歯科口腔保健推進条例」第10条に規定された歯科口腔保健の推進に関する計画策定義務及び「歯科口腔保健の推進に関する法律」第3条に規定された施策策定義務に基づく行政計画です。

札幌市の最上位計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」のウェルネスに寄与する計画の一つである他、市や道の各関連計画との整合性を図り、調和を保つものとします。

【第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン】

ウェルネス(健康)

札幌市歯科口腔保健推進条例

市民の生涯にわたる歯科口腔保健の推進に関する計画の策定義務

策定根拠

第2次札幌市生涯歯科口腔保健推進計画

整合性

歯科口腔保健の推進に関する法律

地方公共団体に歯科口腔保健の推進に関する施策の策定・実施義務

策定根拠

【北海道】

- 北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例
- 北海道歯科保健医療推進計画

関連計画・条例

【札幌市】

- 札幌市健康づくり基本計画2024
- 第4次札幌市食育推進計画
- 札幌市障がい福祉計画2024等

5 計画期間

令和6年度から令和11年度までを前期計画とします。後期計画は、前期計画の取組状況等を踏まえながら目標値や取組内容の見直しを行い策定します。最終評価は国の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第2次)の目標値の設定年度である令和14年度とし、全国値との比較を踏まえながら行います。

第2章 札幌市の歯科口腔保健の現状と課題

1 歯科口腔保健に関する現状と課題

- 乳幼児期(0～5歳) むし歯は減少傾向にあるものの、一人で多くのむし歯をもつ子どもの二極化がみられる状況であり、子どもたちの健康格差の縮小が課題になっています。
- 学齢期(6～17歳) むし歯は減少傾向にあるものの、全国平均を上回る状況が続いている他、学校保健統計において最も有病率が高い疾病である状況です。また、乳幼児期と同様にむし歯を多くもつ子どもが見られる状況であり、健康格差の縮小が課題となっています。
- 成人期(18～64歳) 歯周病の有病率は40歳、50歳、60歳ともに全国平均を上回っています。また、4～6割の市民が罹患する状況であり、横ばい状態となっています。
- 高齢期(65歳以上) 歯の本数は増加傾向ですが、それに伴いむし歯や歯周病を有する高齢者も増加傾向にあります。また、「何でもかんべ食べることができる」と回答した割合は年齢層が上がるにつれて低下し、特に後期高齢者では約6割に留まっています。
- 障がい者・障がい児 健常者と比べて歯の本数が少なく、未処置のむし歯や歯周病の有病率が高い状況となっています。
- 要介護高齢者 高齢者施設の入所者については、調査の結果、歯や口腔に問題のある入所者がいると回答した施設が約8割、飲み込みにくい入所者がいると回答した施設は9割以上と高い状況となっています。

第3章 歯科口腔保健の推進に関する取組方針

1 基本理念別の現状と課題及び取組方針

基本理念 1 市民の生涯にわたる歯科健診の充実による歯科疾患の予防、早期発見・早期治療

- ◆乳幼児歯科健診、学校歯科健診、歯周疾患検診、妊婦歯科健診、後期高齢者歯科健診等、市民の生涯にわたる歯科健診の充実を図り、歯科疾患の予防及び早期発見、早期治療につなげます。

対象	札幌市の取組
乳幼児期	乳幼児歯科健診（1歳6ヶ月児、3歳児、5歳児）
学齢期	学校歯科健診
成人期	さっぽろ市歯周病検診
妊婦	企業等における歯科健診の受診勧奨
後期高齢者	妊婦歯科健診
	後期高齢者歯科健診、後期高齢者訪問歯科健診

基本理念 2 乳幼児期から高齢期までの世代に応じた健康教育や啓発による健康寿命の延伸

- ◆乳幼児の保護者、児童生徒、働く世代、高齢者を対象とした各種教室や健康教育等の普及啓発に取り組みます。特に、健康寿命の延伸と密接な関わりがあるオーラルフレイル対策の充実に努めます。

対象	札幌市の取組
乳幼児期	離乳期講習会
	チャレンジむし歯ゼロセミナー
	マタニティ教室
	8020セミナー（子育てサロン等に区歯科衛生士を派遣）
学齢期	「歯・口の健康づくり推進指定校」事業
	歯と口の健康づくりに関する図画・ポスターコンクール
すべての市民	市民に対する歯と口腔の健康づくりに関する普及啓発
	歯科医師会等の関係団体や健康づくり連携協定企業と連携した普及啓発
高齢期	高齢者の通いの場等における歯科衛生士による口腔機能向上の取組
	誤嚥性肺炎等ハイリスク高齢者に対する歯科保健指導

基本理念 3 障がい者（児）・要介護者等、誰一人取り残さない歯科保健医療サービスの確保

- ◆歯科医療機関への通院が困難な障がい者（児）や要介護高齢者が定期的な歯科健診や歯科医療等の歯科保健医療サービスを受けることができるよう、施設や在宅における歯科健診や在宅歯科医療の充実に努めます。

対象	札幌市の取組	イラスト
障がい者（児）	札幌口腔医療センターにおける障がい者（児）歯科診療	
	障害者施設利用者等に対する歯科健診・歯科保健指導	
	障害者施設職員に対する研修	
	障がい者（児）の歯科医療提供体制の現状把握のための調査・モニタリング	
要介護高齢者	医療的ケア児に対する歯科保健医療対策について検討	
	在宅歯科医療を担う歯科医師の人材育成研修	
	介護保険関係者を対象とした口腔ケア研修	
	介護保険施設入所者の歯科医療提供体制の現状把握のための調査・モニタリング	
	摂食嚥下障害患者や認知症の方に対する歯科保健医療提供体制について検討	

基本理念 4 公衆衛生的見地及び科学的根拠に基づく取組による健康格差の縮小

- ◆札幌市歯科口腔保健推進条例第11条に、フッ化物応用等の科学的根拠に基づく取組の推進が位置付けられたことを踏まえて、従来の乳幼児へのフッ化物塗布に加え、子どもたちのむし歯の健康格差の縮小効果が確認されているフッ化物洗口の普及に努めます。

対象	札幌市の取組	イラスト
乳幼児	フッ化物塗布実施歯科医療機関の周知	
幼児	保育所幼稚園等フッ化物洗口支援事業	
学齢期	小学校におけるフッ化物洗口モデル事業	

基本理念 5 関係団体・関係機関との連携・協力による総合的な歯科口腔保健の取組の推進

- ◆地域包括ケアシステム構築に向けた一環として、医科歯科連携や歯科介護連携等の多職種連携の推進に努めるほか、効果的な歯科保健医療の取組に向けて、大学歯学部との連携・協力による共同調査研究等に取り組みます。

対象	札幌市の取組
介護職 歯科医療職 医療職	高齢者口腔ケア研修事業
	糖尿病、がん周術期等への多職種連携の取組の推進
	地域ケア会議への歯科医師、歯科衛生士等の参加
	摂食嚥下障害患者や認知症の方に対する歯科保健医療体制の検討
歯科医師会 歯科衛生士会 歯科技工士会	大規模災害時の歯科保健活動の手引きに基づく人材育成や会議の実施
	避難所における歯ブラシ等口腔衛生物品の確保
	大学等との連携による共同調査研究の実施
	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業への参画
大学	歯科医師会 歯科衛生士会 児童相談所
	歯科医療関係者への児童虐待に関する研修の実施
	大学歯学部、歯科衛生士養成校における学生教育や臨床研修への協力
	大学歯学部、歯科衛生士養成校における学生教育や臨床研修への協力
大学 歯科衛生士養成所	歯科衛生士の復職に向けた研修の実施